

第36回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年6月20日（火）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 報告第2号 農地所有適格化法人の設立について
 - (3) 報告第3号 農地利用最適化推進委員の公募結果について
 - (4) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (5) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
 - (6) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明願について
 - (7) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (8) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (9) 議案第6号 非農地証明願について
- 5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
8番 阿見 芳	9番 高瀬 隆至	10番 郡司 裕一
11番 屋代 幸子	12番 森 隆道	13番 荒井 一夫
14番 越沼 良	15番 鈴木 賢一	16番 相馬 和恵
17番 木村 光一		
- 6 欠席委員 7番 助川 悦夫
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 農業委員会事務局長 伊 藤 甲 文
 - (2) 農地振興係長 生田目 友理子
 - (3) 農地調整係長 金 山 和 弘
 - (4) 農地調整係主査 松 本 武 久
 - (5) 農政課農政係主事 宮 澤 拓 巳
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局 (伊藤 甲文) それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長 (荒井 一夫) <あいさつ>

本日の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。ただいまから第36回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、5番佐藤委員、6番唐橋委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (金山 和弘) <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明4ページ 別冊資料説明2ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明5ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に報告第3号「農地利用最適化推進委員の公募の結果について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (伊藤 甲文) <別紙資料A3タテ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（宮澤 拓巳） <総会資料説明 9～21ページ>
利用権設定等促進事業 9件
農地中間管理機構特例事業 4件
農地中間管理機構特例事業
（集積計画一括方式） 1件

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。
質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

それでは次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。申請件数は15件です、はじめに事務局から説明を願います。

事務局（宮澤 拓巳） <総会資料説明 22～30ページ>

議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」は、初めての上程となることから初めに内容をご説明いたします。

令和5年4月1日より農業経営基盤強化促進法が改正、施行されました。それに伴い、貸借制度の内、利用権設定等促進事業が農地バンク事業に一本化されます。これまで農地バンク事業では、農地利用集積計画又は、農地利用配分計画に利用権設定を行っていましたが、施行後は農用地利用集積等促進計画により行われます。

集積計画については、地域計画が策定されるまでは試行期間として継続して活用可能となっております。配分計画は令和4年で廃止となっております、令和5年度からは農用地利用集積等促進計画により行われております。

農地中間管理事業促進計画方式の貸借権移転ですが、申請件数は14件です。以前の配分計画と同じです。申請面積は、13.7ヘクタールで全て水田用地です。

次に農地中間管理事業促進計画方式の貸借権設定ですが、申請件数は1件で申請面積は、0.7ヘクタールで水田用地です。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。ここで議事参与について発表いたします。議案第2号中に議事参与該当案件がありますことから、議案を分割して質疑、採決を行います。はじめに、資料22ページから29ページ、賃借権移転に係る農地中間管理事業促進計画方式、申請番号6-1から6-14までの14件について、10番郡司委員が議事参与に該当

いたします。つきましては、郡司委員は退室願います。

<郡司委員 退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号6-1から6-14について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については原案のとおり決定することといたします。

審議終了により10番郡司委員の入室を認めます。

<郡司委員 入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第2号の未審議案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第2号の未審議案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については原案のとおり決定することといたします。

次に議案第3号「相続税の納税猶予適格者証明願について」を上程いたします。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 31ページ、別冊資料説明 3~6ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員 (秋本 則夫) 現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。それではご報告いたします。ただ今の納税猶予適格者証明願ですが、事務局からの説明及び現地調査を行った結果、当該地は農地として管理されております。証明することに問題はないものと思われま。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり証明することといたします。

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は8件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 32～33 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員(秋本 則夫) 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請8件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われます。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<笹沼 保治委員挙手>

笹沼 保治委員 申請番号20、21、22についてですが、農地の現状をお知らせください。

事務局 (松本 武久) 地区担当推進委員が現地調査を行ったところ、自社農園の看板を掲示してあり、農業に対し意欲的あるとの報告を受けております。現在所有している農地は、田んぼが60アール、畑が63アール、その他トラクター、田植え機、コンバインを所有しております。

事務局といたしましても、問題ないと考えております。

議 長 (荒井 一夫) そのほかございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は4件です。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 34 ページ、別冊資料説明 7～10 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員(秋本 則夫) 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、第2班で現地を調査いたしました結果を報告いたします。

野崎1丁目地内、申請番号13については、周囲を住宅地に囲まれており、農地として適切に管理されておりました。隣接への影響がないように工事

を着工するとのことなので許可することに問題はないと思われま

す。富士見1丁目地内、申請番号14については、現地は草が生えておりますが一定の管理はされているようで周囲に農地はなく、周辺の影響は軽減されると判断し、許可することに問題ないと思われま

す。町島地内、申請番号15については、少し雑草が繁茂しております。周囲に残る農地に影響がないよう工事を着工するとのことで、周辺への影響は少ないものと思われるため、許可することに問題ないと思われま

す。本町1丁目地内、申請番号16については、かなり雑草が繁茂している状況でした。周囲は、農地や住宅地が存在しておりますが農地への影響は少ないものと思われました。よって、許可することに問題ないと思われま

す。以上、ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 申請番号15についてですが、4月総会時に申請があり、一時保留となつた案件ですが、私も実際に現地を確認いたしました。該当地の北側と西側にかなり農地が広がり、該当地に住宅地が出来た時に周辺の農地がどのように影響していくのか疑問を抱きました。

しかしながら、病院も近くにあり、集落に近接しており該当地が住宅地になるのはいたしかたないとは思いますが、今後どんどん発展していくと周辺農地も住宅地になってく可能性もあると考えます。特に土地改良区の関係ではどうだったのでしょ

うか。事務局 (金山 和弘) 土地改良区より農地転用の意見書の提出がありました。土地改良区としては、農地転用は差し支えないとの内容でした。

議長 (荒井 一夫) そのほかございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、申請番号15番以外の3件については、原案のとおり許可することとし、申請番号15番について、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願いま

す。<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は申請番号15番以外の3件については、原案のとおり許可することとし、申請番号15番について、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願いま

事務局（金山 和弘） <総会資料 35 ページ、別冊資料説明 11 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告
願います。秋本委員。

現地調査担当委員（秋本 則夫） 議案第 6 号、非農地証明について、現地を調査し
た結果を報告いたします。

須佐木地内の申請番号 8 ですが、酒造工場の敷地となっており、古い建
物が建っておりました。証明することに支障は無いと思われま

す。美原 1 丁目地内の申請番号 9 ですが、ボウリング場の駐車場となってお
り、証明することに支障は無いと思われま

す。薄葉地内の申請番号 10 ですが、昭和 55 年に転用許可を受け宅地造成
されており農地外への復元は困難である状況から、証明することに問題は
ないと思われま

す。以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたの
で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願いま
す。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第 6 号は原案のとおり証明することといたします。

議長（荒井 一夫） それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了い
たしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問
等ありましたらお願いします。

<事務局挙手>

議長（荒井 一夫） 事務局どうぞ。

事務局（金山 和弘） 事務局より、3 点ほどご連絡いたします。

「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表について」をご説明いたします。

本件は、毎年県を通じて国へ報告を行っておりました「前年度の活動の
点検・評価」に代わるものとして定められ、「農業委員会の農地利用の最適
化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」という名称に変わりました。

国は、農地利用の最適化活動を一層進めるため、令和 4 年度から、推進
委員等の最適化活動の内容及び成果を「見える化」するため、毎年度、最
適化活動の目標を定め、全ての委員等が、最適化活動の内容を記録簿に記

録し、農業委員会が、活動記録簿を基に、活動実績と目標の達成状況を点検、評価、公表するということを定め、1年後の振り返りを行うことといたしました。

令和4年度から様式が変更になり、今回は変更後初めての作成となります。グレーの網掛け部分は、昨年年度当初に定めた目標値を転記したものです。黄色の網掛け部分が目標に対する結果であり、皆様に確認いただきたいところです。

1ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」です。「1 農業委員会の現在の体制」並びに「2 農家・農地等の概要」については、現況の数値を記載しております。

2ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の実施状況」についてです。

まずは、(1) 農地の集積についてです。

令和3年度の新規の集積面積目標は320ヘクタールであり、令和3年度末における集積面積の累計は7,211ヘクタールでした。これに対し令和4年度末の新規集積面積はマイナスでしたので、集積面積の累計は、6,593ヘクタールでした。

集積率は60.5%で目標に対する達成状況は91.4%となりました。

このことから、農業委員会の点検結果としては、「目標に対し期待を下回る結果となった。達成率を上げるために、最適化活動を積極的に行う。」という評語としました。

続いて、3ページをご覧ください。

(2) 遊休農地の発生防止・解消についてです。

①では、現況および課題として、草刈り等によって直ちに耕作可能な緑区分と、重機等による条件整備によって耕作可能な黄色区分の農地の現状をそれぞれ記載しています。

緑区分の遊休農地の解消目標が2ヘクタールであり、これに対し令和4年度の解消実績面積は0.5ヘクタールでしたので、目標に対する達成状況は、25%でありました。

このことから、農業委員会の点検結果としては、「目標に対し期待を下回る結果となった。達成率を上げるために、最適化活動を積極的に行う。」という評語としました。

次に、4ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進についてです。

農業委員会では、関係機関と連携しながら農地の出し手の情報の収集に努め、新規参入の促進を図っております。新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積目標を19.7ヘクタールとしました。これに対し公表した農地の面積が20ヘクタールであり

目標に達しております。

このことから、農業委員会の点検結果としては、「目標に対し期待どおりの結果が得られた。」という評語としました。

次に、5ページをご覧ください。

2 最適化活動の活動目標です。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数につきましては、令和4年度は、1ヶ月あたり6日を目標として取り組みました。

(2) 活動強化月間の設定につきましては、目標として、8月、12月及び1月の取組を計画し、実績としては、8月から9月には遊休農地の解消の取組として農地パトロールの実施を、12月から3月には遊休農地の解消の取組として、意向調査の実施を、2月から3月には担い手意向調査として農地利用意向調査の実施を行いました。

(3) 新規参入相談会への参加については、相談会への参加回数1回を目標として、令和4年11月13日に栃木県JAビルにおける新規就農相談会INとちぎ2022へ参加しました。

就農相談ブースを設置し、農業委員3名が出席しました。酪農希望者の相談がありました。

ここまでの各活動についての全体評価として、今回は、「目標に対し期待どおりの結果が得られた」という評語としました。

ページの最下段の「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、委員全ての取組が目標に対し期待どおりの結果が得られたと評価しました。

7ページのⅢ 事務の実施状況をご覧ください。

1は、総会の開催実績を、2及び3は、農地法に基づき取り扱った許可事務等の件数の実績を、4は、管内の農地面積における違反転用への対応を記載しています。

今後のスケジュールです。本資料は、県の農業会議並びに国に提出し、6月末までに市のホームページ上で公表するということになっています。

以上が、令和4年度の「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の説明です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 (荒井 一夫) ただいまの説明について、ご質問等がございますか。
<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようです。その他ございますか。
<事務局挙手>

議長 (荒井 一夫) 事務局どうぞ。

事務局 (金山 和弘) 羽田地内、農地改良の5月以降の動向について説明いたします。

先月の総会において、5月19日に[]に事業計画変更申請に伴い、①特定区域の明確化、②搬出すべき土砂の量の明確化、③当初計画と異なる点について、④搬出先の確保の状況、⑤排水機能の確保の状況について依頼をしました。

<5月29日>

[]が[]の土砂について生活環境課に来庁しております。

<5月30日>

生活環境課では[]に対し、土壌分析を速やかに実施するよう電話連絡をし、行政指導を行っております。

<6月12日>

[]が乙連沢の住民が土砂のことで心配をしているとのこととで生活環境課に内容確認のため来庁されました。

<6月13日>

[]より農業委員会、生活環境課及び農林整備課に対し、農地転用等関係書類の情報公開請求が提出されました。

<6月19日>

[]が農業委員会に来庁し、[]による農地転用等関係書類の申請内容を確認しました。

今後の日程ですが、6月23日に[]との面談を予定しております。事業計画変更申請の提出は未だないため、6月23日の来庁時に再度、確認と変更申請提出の催告を行います。説明は以上です。

議長（荒井 一夫） ただいまの説明について、ご質問等がございますか。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 情報公開請求及び[]による申請書類内容の確認のため来庁の2点について詳細をお聞かせください。

事務局（金山 和弘） 情報公開請求の内容については、農業委員会では農地法第4条許可申請について、生活環境課では土砂条例に基づく許可申請について、農林整備課では森林伐採に関する届出についての内容でした。今後、情報公開条例に基づき開示できる内容を判断し対応いたします。

[]来庁の目的は[]が近隣住民より搬入土砂について内容や状況を詮索させることが多くなり、[]に対し状況説明を求めたところ明確な回答がなかったため、内容確認のため[]で来庁したものです。農業委員会は[]に対し、農地法第4条許可申請内容について説明いたしました。

木村 光一委員 農業委員会で現地調査を行った際、申請者本人である[]に契約の締結はしているかとの問いに、していないとの返答があり、何か問題

が生じたときはどうするのかとの問いに、もしもの時は裁判をするとの返答でした。

本人より農地法第4条許可申請が提出され、農業委員会は申請に基づき、適正に許可をしました。今後、どのような展開になるか分かりませんが農業委員会は農業委員会としての立場として明確な意見を述べれば良いと思います。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 羽田地内農地改良等の経緯に記載がある5月末までの事業計画変更申請の提出を依頼するとありますが、具体的に説明ください。

事務局 (金山 和弘) 生活環境課では、特定区域外における土砂の全てを6月30日までに撤去することを求めていることから、この動きに合わせ、6月総会に事業計画変更申請を間に合わせるよう5月末までに提出を依頼しました。しかし未だに提出はありません。■■■■側でネックになっているのが④土砂搬出先の確保の状況ではないかと考えられます。計画の提出がなされても内容を担保するものがなければ、意味がないものですから①から⑤を確保した上で事業計画変更申請の提出を依頼しております。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 農地法4条許可申請の事業内容の変更との理解でよろしいでしょうか。

事務局 (金山 和弘) ご理解のとおりです。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<事務局挙手>

事務局 (金山 和弘) 下深田地区県営圃場整備事業区域内農地の盛土について、ご説明します。

現在、圃場整備中であり本登記は完了しておりません。地権者が所有する農地の土盛りについてです。6月6日に那須農業振興事務所、農業委員会、生活環境課及び農林整備課で打合せを行いました。

那須農業振興事務所は、現状のままだと本換地の時期が遅れることを懸念しており、圃場整備中の農地についての一時転用の取扱いは有り得ないとの見解でした。那須農業振興事務所としては、農地法に基づき農業委員会として全量撤去を求めることができないかと打診がありました。

農業委員会の対応としては、10月28日に現地確認をして以降、一時転用を提出させ、行政指導を継続してまいりました。今頃になって全量撤去を求めることは行政指導の一貫性がないと考えております。

今後、農業振興事務所にどのような対応とすれば良いか、農業委員の皆さまからのご意見等をいただければと考えております。

議長（荒井 一夫） 皆さまから、ご意見ございますか。

<木村 光一委員挙手>

木村 光一委員 土砂はどこから搬入されたのでしょうか。

事務局（金山 和弘） 搬入元は不明であります。

木村 光一委員 なぜ今まで判明しなかったのでしょうか、見えなかったのでしょうか。

事務局（金山 和弘） 地権者と話をした際には、農地の改良であり最終的には農地に戻すとのことでした。申請はまだ提出されていないため、申請を提出するよう話をしておりました。

木村 光一委員 申請が未提出にもかかわらず、昨年、無断で土砂を堆積したということでしょうか。

事務局（金山 和弘） そのとおりです。

木村 光一委員 なぜ今まで問題にならなかったのでしょうか。圃場整備区域内の盛土なので栃木県からの指導はないのでしょうか。

事務局（金山 和弘） 当初、那須農業振興事務所からは、農業委員会に対し明確な指示事項はありませんでした。農業委員会は地権者に対し、一時転用としての行政指導を行ってまいりました。

しかしながら、ここにきて那須農業振興事務所は、地権者に対し「全量撤去」を求めています。那須農業振興事務所における「全量撤去」の方針は、唐突であり一時転用として市農業委員会が行政指導を行ってきた内容とつじつまが合わないわけです。

木村 光一委員 市農業委員会としての立場、考えを過去の記録なども提示しながら、県に対し説明するのが良いと思う。

議長（荒井 一夫） 私からもご説明します。農業委員会としての対応や手続きがある一方で、土地改良区としての対応や手続きがあります。本来であれば、土地改良区が責任をもって解決しなければならないのですが、土砂搬入などは、農業委員会も関係してくるわけです。当初、堆積されているものを確認した折には、所有者に適正な指導を行っております。

尚且つ、この土地は仮換地であり、このまま盛土状態が続くと本換地ができなくなります。すなわち、県としてはこの土地の土砂の撤去がなされないと事業継続が困難になるため、「全量撤去」を打ち出したと思われれます。

しかしながら、盛土が判明した時点での那須農業振興事務所の対応の遅れは気になるところであり、事業の遅延は下深田地区県営圃場整備事業区域内の皆さんの不利益となるわけです。

私たち農業委員会としては、底地の農地に土砂が堆積していることに目を向け、事務局から事業元である大田原土地改良区へ適正な申し入れを行い、圃場整備事業への対応を検討し、行動をしないと事業が完了しないば

かりでなく、組織を維持するだけの費用を組合員が負担をする悪循環になります。悪循環回避のためにも農業委員会からも栃木県や大田原土地改良区、地元事業団体に強く申し入れを行うように進めて欲しいと考えております。栃木県からの指示は、ありましたか。

事務局 (金山 和弘) 那須農業振興事務所からは農業委員会に対し、指示などは一切ございません。

津久井 勝之委員 一言申し上げます。本件について、土地改良事務所内で大ごとにはなっておりませんで、ほかの改良区の皆さんに知らされていないのが現状です。土地改良事務所、栃木県においても他力本願的であり、責任の所在が明確でないように見て取れます。瞬く間に土砂が搬入されたようですが、撤去した際の残土の搬入場所の確保が出来れば、撤去に応じてもらえるのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 本人からの主訴は、土地改良が終了している農地なのにもかかわらず、水が溜まり作物が作付出来ない土地であるため、1メートル程土盛りをしたいとのことなので、農業委員会は一時転用として指導していました。1メートルの土盛りのはずが結果的には、それ以上の土砂の量になったようです。土砂搬出の指導はしておりません。

まだ本登記にはなっておらず、仮換地の状態ですが、すでに換地後の区画は割り当てられているため、今後、自分の土地になるであろう場所に土砂を搬入したようです。

議長 (荒井 一夫) 土地改良としては仮換地の状態ですから、作物を作付けすることは認めますが、土砂を堆積するなどは認められないわけです。

津久井 勝之委員 今、仮換地の状態ですが、このままこの状況が放置されることは有りえず、工事完了しない時は全ての費用を返還する可能性もあると聞いております。

森 隆道委員 現在、仮換地であり圃場整備事業が完了していない状態ですから、今回の土砂搬入の件に関しては、農業委員会が関与することではないと思います。本件は、圃場整備に係る栃木県の案件であり責任は県にあると思います。

議長 (荒井 一夫) 委員の皆さまからの意見を踏まえ、もう一度、栃木県と良く協議してください。

その他、皆さまからご意見、ご質問等ありますでしょうか。

事務局 (伊藤 甲文) 追加で資料を配布いたします。

議案第1号及び議案第2号の説明において、議案第2号は新しい制度で促進計画との説明をいたしました。分かりやすく図解したものになりますので、ご確認ください。

今までは、集積計画・配分計画として行ってきたものが法改正により、

今年度から促進計画になるのですが、集積計画においては地域計画策定の令和6年度末まで経過措置とすることを図で示しております。変更点と今後のスケジュールにおいて利用権設定が説明されますので、ご承知おきください。以上です。

議長（荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第36回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時4分 閉会